

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成26年10月17日  
山梨県人事委員会  
委員長 石川 善一

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。

職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給については、職員給与が民間給与を857円（0.22%）下回る結果となったため、本委員会としては、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げることが、適切であると判断いたしました。

また、職員の特別給についても、職員の年間支給月数が民間の支給割合を下回っていることから、その均衡を図るため、引き上げる必要があると判断いたしました。

給料表の引上げと特別給の引上げは、ともに7年ぶりです。
- 2 これと併せて、人事院勧告に準じた給与制度の総合的見直しについて勧告を行いました。

本県は、これまでも、給料表及び給与制度については、原則として、国に準拠しているところです。

また、人事院においては、地域間及び世代間の給与配分の適正化を図る観点等から、給与制度の総合的見直しが必要だとしておりますが、本県においても、若年層及び50歳台後半層の給与を是正する必要があることから、見直しを実施することが適切であると判断しました。

なお、給与制度の総合的見直し後の給与水準については、これまで同様、公民較差の解消を基本としつつ、本県における国家公務員の水準を目安とし、適正な給与水準としていく必要があることから、今後の公民較差の状況によっては、必要に応じ、地域手当の支給割合を随時見直すことが適当であると考えます。
- 3 その他の給与上の課題として、獣医師について、優秀な人材を安定的に確保するため、初任給調整手当の必要性の有無の検討を行うことや、教員給与について、メリハリある給与体系となるよう、適切に対応することを言及しております。

また、再任用職員の単身赴任手当について、人事院勧告に準じて措置する必要があることを言及しました。
- 4 次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理などについて言及しています。

また、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等の課題解決のためには、所属長等の適切なマネジメントやリーダーシップを発揮することが重要であるとの、本委員会の考え方を述べています。

- 5 このほか、年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、今後、再任用希望者の増加が見込まれることから、培った知識や経験を活かせる環境整備の必要性について言及するとともに、女性の活躍推進のため、働きやすい職場環境の整備や、有為な人材の積極的な登用の必要性について言及しています。
- 6 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、適正な給与を確保する機能を有するものであります。

このため、本委員会は、県内民間事業所の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡を図ることを基本に、さらには国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。

議会及び知事に対して、勧告の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたしました。
- 7 職員には、多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されていることに深く敬意を表するところですが、引き続き使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。
- 8 県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。
- 9 おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことができましたのは、本委員会が実施した給与実態調査に対する民間事業所の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。